

# 山梨県公報

第二千八百十七号

平成三十年  
八月二十日

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
平成三十年八月二十日

山梨県知事 後 藤

斎

## 告 示 次

### 公 告

- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除……………四一五
- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………四一五
- 大規模小売店舗の名称等の変更の届出（三件）……………四一六
- 公共測量の終了……………四一七

- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………四一八

## 告 示

### 山梨県告示第二百四十五号

土地が特定有害物質によつて汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として平成三十年山梨県告示第二百八十五号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年八月二十日

山梨県知事 後 藤

斎

- 一 指定を解除する区域 南アルプス市飯野字堰下二百二十一番一の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 ふつ素及びその化合物
- 三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

## 公 告

- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

山梨県公報 第二千八百十七号 平成三十年八月二十日

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 株式会社綿半Jマート 代表取締役 前澤敏明 東京都新宿区四谷一丁目四番地

### 二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 Jマート河口湖店 山梨県南都留郡富士河口湖町船津字南八津四千九百十番外及び富士吉田市新倉字流二千七百二十九番外

### 2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

### 変更前

株式会社Jマート  
代表取締役 宮前享  
東京都三鷹市野崎一丁目二十番二十号

### 変更後

株式会社綿半Jマート  
代表取締役 前澤敏明  
東京都新宿区四谷一丁目四番地

### 変更前

株式会社Jマート  
代表取締役 宮前享  
東京都三鷹市野崎一丁目二十番二十号

### 変更後

株式会社綿半Jマート  
代表取締役 前澤敏明  
東京都新宿区四谷一丁目四番地

3 记 变更の年月日 平成二十九年四月一日外

三 届出年月日 平成三十年八月七日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年十二月二十日まで